○航空自衛隊技術指令書規則

昭和 43 年 9 月 25 日　航空自衛隊達第 26 号
航空幕僚長 空将 大室 孟

改正　昭和 44 年 7 月 18 日　航空自衛隊達第 30 号
昭和 46 年 4 月 16 日　航空自衛隊達第 13 号
昭和 50 年 1 月 11 日　航空自術隊達第 3 号
昭和 53 年 2 月 27 日　航空自衛隊達第 3 号
昭和 53 年 6 月 30 日　航空自衛隊達第 18 号
昭和 54 年 6 月 13 日　航空自衛隊達第 16 号
昭和 55 年 3 月 3 日　航空自衛隊達第 2 号
昭和 56 年 2 月 7 日　航空自衛隊達第 11 号
昭和 56 年 3 月 6 日　航空自衛隊達第 18 号
昭和 59 年 6 月 30 日　航空自衛隊達第 19 号
平成 14 年 10 月 31 日　航空自衛隊達第 26 号
平成 18 年 7 月 26 日　航空自衛隊達第 35 号
平成 19 年 1 月 5 日　航空自衛隊達第 1 号
平成 19 年 8 月 31 日　航空自衛隊達第 39 号
平成 25 年 7 月 31 日　航空自衛隊達第 71 号
平成 26 年 12 月 10 日　航空自衛隊達第 80 号

航空自衛隊技術指令書規則を次のように定める。

航空自衛隊技術指令書規則

目次

第１章　総則
第１節 通則（第 1 条－第 6 条）
第２節 分類（第 7 条－第 10 条）
第２章 職責（第 11 条－第 15 条）
第３章 発行
第１節 通則（第 16 条－第 19 条）
第２節 制定（第 20 条－第 25 条）
第３節 刊行（第 26 条・第 27 条）
第４章 管理
第１節 予算（第 28 条・第 29 条）
第２節 請求・保管（第 30 条－第 35 条）
附則

第１章　総則

第１節　通則

（目的）

第１条　この達は、航空自衛隊の技術指令書について必要な事項を定め、もつてその発行及び管理を適正、かつ、効率的に実施することを目的とする。

（定義）

第２条　この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによ

る。
（１）装備品等　防衛省組織令(昭和 29 年政令第 178 号)第 151 条第 2 号に規定する航空装備品等のうち食糧を除いたものをいう。
（２）技術指令書(以下「ＴＯ」という。）装備品等の運用及び整備並びにこれに関連する補給支援及び安全対策（以下「整備等」という。）を適正、かつ､効率的に実施するために必要な技術指令事項及びこれを補足する技術参考事項を内容として発行する出版物（マイクロフィルム及び電子計算機に用いられるテープ等を含む。）をいう。
（３）米軍技術指令書(以下「米軍ＴＯ」という。）米空軍において発行した技術指令書並びに米陸軍及び米海軍において発行した技術出版物をいう。
（４）部隊等　編制部隊及び独立して所在する編制単位群部隊並びに機関及び地方機関をいう。
（５）編制単位部隊等　編制単位部隊並びに機関及び地方機関のこれに準ずるものをいう。
（６）発行　ＴＯを制定し、刊行することをいう。
（７）制定　ＴＯの草案を考査して、ＴＯとして使用することを決定すること、又は航空自衛隊以外で出版された技術出版物等の採用を決定することをいう。
（８）採用　航空自衛隊以外で出版された技術出版物等をそのまま又はその一部を変更してＴＯとして使用することをいう。
（９）刊行　ＴＯを印刷（複製を含む。）し、配布することをいう。

（適用範囲）

第３条　この達は、航空自衛隊の管理する装備品等のうち、次の各号に掲げる装備品等を除いたものに適用する。
（１）実験又は研究用装備品等
（２）試作装備品等
（３）航空機及びその従物を除く国有財産

（細部規定）

第４条　この達に定めるもののほか、ＴＯの発行に関し必要な細部事項及びＴＯの管理に関し必要な部隊等に共通する細部事項については、補給本部長の定めるところによるものとする。

（ＴＯの使用）

第５条　部隊等における装備品等の整備等は、所要の関係規則によるほか、ＴＯを受領した日以降当該ＴＯに基づき実施するものとする。
２　装備品等の整備等に従事する者は、あらかじめ関係ＴＯの内容を熟知しておくとともに、整備等にあたつては、当該ＴＯの指令事項を確認のうえ実施しなければならない。
３　部隊等の長は、新規装備品等の整備等を当該ＴＯの発行前に実施する必要がある場合には、補給本部長と調整のうえ生産会社の取扱説明書等を入手し、これにより処置するものとする。

４　部隊等の長は、新規装備品等の教育を、当該ＴＯ（予備ＴＯを除く。）の発行前に実施する場合には、補給本部長に対し当該者がＴＯ制定のため必要とし収集した資料（以下「ＴＯ作成資料」という。）又は予備ＴＯを要求し、配布を受けこれにより行なうものとする。

（ＴＯの取扱い）

第６条　特別防衛秘密その他の秘密事項を含むＴＯは、特別防衛秘密の保護に関する訓令（平成 19 年防衛省訓令第 38 号）及び特別防衛秘密の保護に関する達(平成 19 年航空自衛隊達第 17 号)、特定秘密の保護に関する訓令（平成 26 年防衛省訓令第 64 号)及び特定秘密の保護に関する達（平成 26 年航空自衛隊達第 79 号）並びに秘密保全に関する訓令(平成 19 年防衛省訓令第 36 号）及び秘密保全に関する達(平成 19 年航空自衛隊達第 15 号）の定めるところにより､秘密の保護及び保全を図らなければならない。

２　前項に定めるＴＯ以外のＴＯにあっても、みだりに部外へ持ち出すこと又は記述内容が関係者以外の者に漏れることのないよう注意するものとする。

第２節　分類

（内容による分類）

第７条　ＴＯは、内容により次に掲げる各号に区分し、その内容はそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。

（１）方式手順等に関するＴＯ(以下「ＭＰＴＯ」という。）全装備品等又は特定の種類の装備品等に共通する整備等の方針、方式及び手続に関する事項を内容とし、次のとおり区分する。

ア　整備等の管理に関するもの

イ　特定の種類の装備品等に共通する整備作業に関するもの

（２）個別装備品等に関するＴＯ(以下「個別ＴＯ」という。）個々の装備品等の整備等に関する手順及び要領並びにそれらを補足するための技術参考事項を内容とする。

（３）期限付ＴＯ(以下「ＴＣＴＯ」という。）装備品等の改修、特別検査又は操作使用上の制限等に関し、実施の方法、担当、期限等に関する事項を内容としその実施期限により次のとおり区分する。

ア　即時実施 ＴＣＴＯ

イ　至急実施 ＴＣＴＯ

ウ　普通実施 ＴＣＴＯ

（４）索引ＴＯ　全ＴＯの発行及び改廃の状況、ＴＯの目録及びＴＯの新旧番号の対照等を内容とする。

（５）補助ＴＯ ＭＰＴＯ、個別ＴＯ等を使用して行なう作業を容易、かつ、計画的に実施するために必要な細部事項を内容とし、通常、表又はカード等による。

（６）予備ＴＯ 完成したＴＯとする前に内容を実用試験等で審査するための暫定的なものとする。

（形式による分類）

第８条　ＴＯは、形式により次に掲げる各号に区分し、その形式はそれぞれ当該各号の定めるとおりとする。

（１）正規ＴＯ 所定のＴＯ印刷仕様書に基づく様式及び印刷要領により作成するもの並びに米軍ＴＯを採用したもの。

（２）簡略ＴＯ ＴＣＴＯ、予備ＴＯ及び次条に定める変更版、追録版等で、迅速な処置を要するもの又は簡単な内容のものについて、事務用タイプ、電子コピー等で作成し、若しくは電報、テレタイプ等で伝送するもの並びに暫定的に承認し、刊行する航空自衛隊以外の技術出版物

２　簡略ＴＯのうち正規ＴＯにする必要があるものについては、じ後すみやかにその処置を行なうものとする。

（版による分類）

第９条　ＴＯは、版により次に掲げる各号に区分し、その版はそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。

（１）基本版　初版として刊行するもの又は基本版の改正を改訂版により刊行したもの。

（２）改訂版　基本版の 80 パーセント以上のページにわたり改正を要する場合に、改正部分を含め全ページの版を改めて刊行するもの。ただし、マイクロフィルム及び電子計算機に用いられるテープ等にあつては、改正部分の差し替え又はそう入が適切でないものに限るものとする。

（３）変更版　基本版の 80 パーセント未満のページにわたり改正を要する場合に、改正部分を差替え又はそう入するためページの版により刊行するもの。

（４）追録版　改正又は追加にあたり、秘密保全を容易にするための場合、若しくは改正又は追加事項を強調して周知徹底を図るための場合又はその他前２号の版により難い場合に、特別に追加作成した版により刊行するもの。

（５）一部変更追録版　採用した米軍ＴＯの一部を改正又は追加するため版により刊行するもの。

（ＴＯの番号）

第 10 条　補給本部長は、ＴＯ管理の便宜を図るため、制定し、又は制定されたＴＯに接頭記号、分類番号、末尾番号及び接尾記号からなるＴＯ番号を付与するものとする。ただし、米軍ＴＯの採用により制定したＴＯは、当該ＴＯを米軍が廃止するまでの間は米軍ＴＯ番号のままとする。

２　採用により制定したＴＯは、その表紙等に「採用」の標示を行なうものとする。

第２章 職責

（制定者）

第 11 条　ＴＯの制定者は、次の各号に掲げるものとし、当該各号に定めるＴＯを制定する。

（１）航空幕僚長　航空機の操縦に関するもの。

（２）補給本部長　前号に関するＴＯ以外のもの。
２　補給本部長は、次の各号に定めるＴＯを制定する場合には、あらかじめ航空幕僚長の承認を受けるものとする。
（１）第７条第１号アに該当するもののうち、整備の基準に関するもの。ただし、記録、報告等の細部作成要領については、この限りでない。
（２）第７条第３号に該当するもののうち、航空自衛隊年度業務計画、細部計画及び予算に重要な影響を及ぼすもの。
（航空幕僚長）
第 12 条　航空幕僚長は、ＴＯに関する事務のうち、次の各号に掲げる事務を行なう。
（１）ＴＯに関する制度の研究及び改善
（２）年度のＴＯの発行計画及び主要な新規装備品等の長期のＴＯ発行計画作成のための指針の策定
（３）航空機の操縦に関するＴＯの制定
（４）前条第２項に係る承認
（補給本部長）
第 13 条　補給本部長は、ＴＯに関する事務のうち次の各号に掲げる事務を行なうものとする。
（１）第４条に規定する細部事項の制定及び普及
（２）航空機の操縦に関するＴＯ以外のＴＯの制定
（３）年度のＴＯ発行計画及び主要な新規装備品等の長期のＴＯ発行計画の作成
（４）ＴＯの発行に関する事務の総括及び調整
（５）ＴＯ作成資料の収集
（６）ＴＯ草案作成要領及びＴＯの調達に必要な仕様書の作成
（７）ＴＯの印刷及びＴＯの配布基準の設定
（８）必要に応じＴＯ作成資料その他の技術出版物等の配布
（第４補給処立川支処長）
第 14 条　第４補給処立川支処長は、ＴＯに関する事務のうち次の各号に掲げる事務を行うものとする。
（１）ＴＯの基地別配布定数の設定
（２）ＴＯの作成資料の受領、保管及び配布
（３）ＴＯの印刷、保管及び配布
（部隊等の長）
第 15 条　部隊等の長は、ＴＯに関する事務のうち次の各号に掲げる事務を行なうものとする。
（１）ＴＯ業務主任（第 32 条第 1 項に規定する者をいう。以下同じ。）の任免並びにＴＯ業務主任及びＴＯ管理責任者（第 33 条第１項に規定する者をいう。以下同じ。）の業務

の監督指導
（２）第 35 条第１項に定める検査の実施
（３）航空幕僚長の指示又は補給本部長の依頼に基づくＴＯ草案の起草及び審査
（４）ＴＯ作成資料の収集に関する補給本部長への協力

第３章　発行

第１節　通則

（発行の方針）

第 16 条　ＴＯ発行の方針は、次の各号に定めるとおりとする。
（１）部隊等における当該装備品等の整備等の実施に先だち発行する。
（２）即時又は至急に実施するものを除き、ＴＣＴＯは、所要部品（キット）等の取得計画を明確にして発行する。
（３）日本文とする。ただし、外国の技術出版物等を採用し、日本文とする時間的余裕がない場合には、この限りでない。
（４）装備品等の整備等の方針、方式、手順等の変更を要する場合には、すみやかに発行する。
（５）市販の機器又は車両等に関しては、それらの生産会社等の技術出版物及び部品目録等をつとめて採用する。
（６）陸上自衛隊又は海上自衛隊(以下「他自衛隊」という。）と共通する装備品等に関しては、つとめて当該自衛隊の技術出版物等との統一を図る。
（７）保有量の少ない装備品等のＴＯは、通常発行しない。
（８）予備ＴＯの配布は、関係の部隊等に限定する。
２　前項第７号に該当する装備品等の整備等を行なう部隊等の長は、補給本部長と調整のうえ入手する生産会社の取扱説明書等の資料に基づき、つとめてＴＯに準じて当該部隊等の取扱説明書を作成するものとする。

（発行計画）

第 17 条　航空幕僚長は、ＴＯの発行計画の作成に必要な事項について､次の各号に定めるところにより補給本部長に指示する。
（１）主要な新規装備品等(その支援装備品等を含む。）のＴＯの発行に関する指針等は、システム建設計画等による。
（２）年度の主要なＴＯの発行に関する指針等予算等は、航空自衛隊年度業務計画細部計画による。
２　航空幕僚長は、前項により指示するもののほか、航空機の操縦に関するＴＯの年度における発行及び改正の計画を、前年度の第３四半期末までに補給本部長に通知する。
３　補給本部長が、業務計画の一環として作成する年度のＴＯ発行計画及び主要な装備品等の長期のＴＯ発行計画は、航空幕僚長の指示及び通知に基づき作成するものとする。
４　補給本部長は、年度のＴＯ発行計画を作成した場合には、当該計画を部隊等の長に通

知するものとする。

（記述要領等）

第 18 条　ＴＯの記述要領は、次の各号に定めるとおりとする。

（１）装備品等の整備等を実施するための必要かつ十分な内容とする。

（２）容易かつ完全に理解しうるように記述し、努めて図面、写真等を含める。

（３）簡単明瞭な文章とする。

２　用語、用字等は、装備品等の操作及び整備作業に関するもの並びに部品の名称で外国語によることを適当とするもののほか、防衛省行政文書管理規則（=平成 23 年防衛省訓令第 15 号）第１３条第２項に規定するところによるものとする。

（ＴＯの改善）

第 19 条　部隊等の長は、ＴＯの内容等に改善の必要があると認める場合には、ＭＰＴＯに定めるところにより、当該ＴＯの制定者に上申又は通知するものとする。

第２節　制定

（ＴＯ作成資料の収集）

第 20 条　補給本部長が、ＴＯ作成資料として収集するものは、次の各号に掲げるものとする。

（１）新規取得装備品等に関し生産会社等の作成する取扱説明書（ＴＯ草案原稿を含む。）

（２）米軍ＴＯ

（３）他自衛隊及び官公庁の作成した技術出版物等

（４）民間の技術出版物等

（ＴＯ草案の起草）

第 21 条　ＴＯの草案は、ＴＯの制定者が起草する。

２　ＴＯの制定者は、必要に応じ部隊等又は当該装備品等の生産会社等に、ＴＯ草案の起草を指示し又は依頼することができる。

３　前項による指示又は依頼を受けた部隊等の長は、ＴＯ作成資料等及びＴＯ草案作成要領に基づき、ＴＯ草案を起草するものとする。

（草案等の審査）

第 22 条　ＴＯの制定者は、起草された草案及び採用を予定する技術出版物等について、ＴＯとしての適否に関する審査及び第 18 条の規定に準拠する審査を行ない、ＴＯとしての使用又は採用を決定する。

２　ＴＯの制定者（航空幕僚長を除く。）は、必要に応じ部隊等にＴＯ草案等の審査を依頼することができる。

（予備ＴＯ審査）

第 23 条　補給本部長は、自ら制定した予備ＴＯのうち、完成したＴＯとして制定するに先だち、実用試験による内容の適否に関し審査を要するものについては、航空幕僚長（技術課長気付）に上申するものとする。

２　予備ＴＯの審査は、整備等に関する方法及び手順の適合性及び正確性について行うものとする。
３　ＴＯの制定者は、実用試験における審査結果に基づき、予備ＴＯの補備修正を行い完成したＴＯを発行するものとする。
（ＴＯの発行後の審査）
第 24 条　ＴＯの制定者は、ＴＯ（予備ＴＯを除く。）発行後主として次の各号に掲げる事項について当該装備品等を装備する部隊等の長にＴＯの審査を指示し又は依頼することができる。
（１）装備品等の整備等の方法及び手順の実用性
（２）部品目録（パーツカタログ）の正確性
（３）記述の正確性
（ＴＯ審査の協力）
第 25 条　ＴＯ草案又は採用を予定する技術出版物等の審査、予備ＴＯの審査及びＴＯの発行後の審査に関し、ＴＯ制定者の指示又は依頼を受けた部隊等の長は、当該規定の定めるところにより審査するものとする。
第３節　刊行
（印刷）
第 26 条　ＴＯの印刷は、補給本部長及び補給本部長の指示に基づき第４補給処立川支処長が行うほか、外注により行うことができる。
（配布）
第 27 条　ＴＯの配布は、補給本部長の指示に基づき第４補給処立川支処長が各基地等に管理換することにより行うものとする。
２　管理換するＴＯの送付は、その緊急度及び秘密区分に応じ郵送、使送（空輸を含む。）又は輸送役務によるものとする。
３　基地等の分任物品管理官（図書取扱主任）は、ＴＯ業務主任と調整のうえ配布区分及び部数を決定し、航空自衛隊物品管理補給手続（ＪＡＦＲ－125）（航空自衛隊物品管理補給規則（昭和 43 年航空自衛隊達第 35 号）に定めるものをいう。）に定めるところにより、隊又は部課等の図書供用責任者に供用するものとする。
４　前各項に規定するもののほか、簡略ＴＯで急を要するものは、電報又はテレタイプにより送付することができる。
第４章　管理
第１節　予算
（資料に要する経費）
第 28 条　装備品等及び装備品等の整備等に係る役務の調達に際し必要とする当該装備品等のＴＯ作成資料は、次の各号に定めるところにより購入するものとする。
（１）新規装備品等の購入に際し、必要とするＴＯ作成資料は、当該装備品等の購入経費

による。この場合、当該ＴＯ作成資料のうち翻訳を要するものについては、原則として当該購入経費により翻訳を行うものとする。

（２）契約による装備品等の生産中に生じた技術変更提案（以下「ＥＣＰ」という。）及び不具合報告（以下「ＵＲ」という。）に関連して改正する個別ＴＯ又は作成するＴＣＴＯのＴＯ作成資料は、当該装備品等の生産経費による。

（３）契約による装備品等の定期修理又はオーバホール中に生じたＥＣＰ及びＵＲに関連して改正する個別ＴＯ又は作成するＴＣＴＯのＴＯ作成資料は、当該装備品等の外注整備費による。

（発行等に要する経費）

第 29 条　ＴＯの発行等に要する次の各号に掲げる経費は、別途の経費により処理する。

（１）ＴＯ作成資料（前条に規定するものを除く。）の購入費

（２）米軍ＴＯ（ＴＯ作成資料として購入するものを除く。）の購入費

（３）米軍ＴＯ及び外国技術出版物等（前条の規定により翻訳するものを除く。）の翻訳費

（４）印刷費及び複製費

第２節　請求・保管

（ＴＯの請求）

第 30 条　ＴＯの請求の細部要領は、ＪＡＦＲ125－１による。

（ＴＯのファイル等）

第 31 条　ＴＯファイルは、当該部隊等の任務遂行に必要なＴＯにより構成するものとする。

２　部隊等の長は、契約により装備品等の整備等を実施するにあたり契約業者から要求のあつた場合には、所要のＴＯを貸与することができる。

（ＴＯ業務主任）

第 32 条　部隊等の長は、ＴＯに関する事務を適正に行なうためＴＯ業務主任を置くものとする。

２　ＴＯ業務主任は、航空団及び飛行教育団にあつては、整備主任をもつて充て、その他の部隊等にあつては、これに準ずる者を部隊等の長が指名するものとする。

３　ＴＯ業務主任は、次の各号に掲げる業務を行なうものとする。

（１）第 15 条に規定する部隊等の長の事務の補佐

（２）ＴＯファイルの点検の実施

（３）ＴＯ管理責任者の業務の技術的指導

（４）第 19 条に規定する上申又は通知案の審査

（５）ＴＯの配分、請求等の審査に関し図書取扱主任に対する助言

（ＴＯ管理責任者）

第 33 条　部隊等の長は、編制単位部隊等におけるＴＯに関する事務を適正に行なうため、各編制単位部隊等にＴＯ管理責任者を置くものとする。

２　ＴＯ管理責任者は、編制単位部隊等の長をもつて充てるものとする。

３　ＴＯ管理責任者は、次の各号に掲げる業務を行なうものとする。
（１）ＴＯファイルの維持及び管理
（２）ＴＯの内容の教育及び履行の監督
（３）第 19 条に規定する上申又は通知案の作成

（廃止されたＴＯ等の処置）

第 34 条　廃止されたＴＯ、使用できなくなったＴＯ及び必要のなくなつたＴＯは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより処置するものとする。
（１）特別防衛秘密その他の秘密事項を含むＴＯ　第６条第１項に規定する訓令及び達の定めるところによる。
（２）前号に掲げるＴＯ以外のＴＯのうち、廃止されたＴＯ及び使用できなくなつたＴＯ原則として焼却する。
（３）第１号に掲げるＴＯ以外のＴＯのうち、必要のなくなつたＴＯ　速やかに基地等の分任物品管理官（図書取扱主任）に返納する。

（ＴＯの検査等）

第 35 条　部隊等の長は、ＴＯの内容の普及徹底の状況、ＴＯファイルの維持、ＴＯの改善に関する上申又は通知の状況及び廃止されたＴＯ等の処置状況について随時確認のための検査を行なうものとする。
２　第 32 条第３項第２号に規定するＴＯファイルの点検は、当該ファイルの維持及び管理について少なくとも３ヵ月ごとに行なうものとする。

附 則

１　この達は、昭和 43 年 10 月１日から施行する。
２　航空自衛隊技術指令書管理運用規則（昭和 36 年航空自衛隊達第 41 号）は、廃止する。
３　この達の施行の際現に発行されているＴＯは、この達に基づき発行されたものとみなす。ただし、これらに関する第 10 条に規定するＴＯの番号等については、補給本部長の定めるところによる。
４　航空自衛隊装備品等整備規則(昭和 34 年航空自衛隊達第 46 号）の一部を次のように改正する。

第３条第４号中「第 97 条の３第１号」を「第 104 条第３号」に改め、同条第５号中「航空自衛隊技術指令書管理運用規則（昭和 36 年航空自衛隊達第 41 号)」を「航空自衛隊技術指令書規則（昭和 43 年航空自衛隊達第 26 号)」に改める。

附 則（昭和 44 年 7 月 18 日航空自衛隊達第 30 号）

この達は、昭和 44 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 46 年 4 月 1 日航空自衛隊達第 13 号）

この達は、昭和 46 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 50 年 1 月 11 日航空自衛隊達第 3 号）

この達は、昭和 50 年 2 月 15 日から施行する。

附 則（昭和53年 2 月27日航空自衛隊達第 3 号）

この達は、昭和53年 2 月27日から施行する。

附 則（昭和53年 6 月30日航空自衛隊達第18号）

この達は、昭和53年 8 月 1 日から施行する。

附 則（昭和54年 6 月13日航空自衛隊達第16号）

1　この達は、昭和54年 6 月13日から施行する。

2　この達による改正後の航空白衛隊技術指令書規則第28条及び第29条の規定は、昭和56年度以後の予算に係るものから適用する。

附 則（昭和55年 3 月 3 日航空自衛隊達第 2 号抄）

1　この達は、昭和55年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和56年 2 月 7 日航空自衛隊達第11号）

この達は、昭和56年 2 月10日から施行する。

附 則（昭和56年 3 月 6 日航空白衛隊達第18号）

この達は、昭和56年 3 月 6 日から施行する。

附 則（昭和59年 6 月30日航空自衛隊達第19号）

この達は、昭和59年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成14年10月31日航空自衛隊達第26号）

1　この達は、平成14年11月 1 日から施行する。

附 則（平成18年 7 月26日航空自衛隊達第35号抄）

1　この達は、平成18年 7 月31日から施行する。

附 則（平成19年 1 月 5 日航空自衛隊達第 1 号抄）

1　この達は、平成19年 1 月 9 日から施行する。

附 則（平成19年 8 月 31日航空自衛隊達第 39号抄）

1　この達は、平成19年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年 7 月 31 日航空自衛隊達第71号抄）

1　この達は、平成25年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 12 月10日航空自衛隊達第80号抄）

1　この達は、平成26年 12 月 10 日から施行する。